

事務連絡  
令和2年6月4日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針中の「接待を伴う飲食店」の解釈について

標記について、当室あて疑義が寄せられたことから下記のとおり解釈を明確化するので、ご留意ありたい。

記

基本的対処方針中の「接待を伴う飲食店」にはキャバレー等の接待を伴う飲食店が該当するものであり、この「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味するものであること（注）。したがって、「企業による取引先等の接待」はこれに該当しないものであること。

（注）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）」における「接待」と同様に、「歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（平成三十年一月三十日））」等を想定している。

以上